

大田市における幼児教育に関する意識調査

中 山 郁 子

Ikuko NAKAYAMA : A SURVEY OF CONCIIOUSNESS ON PRE-SCHOOL
EDUCATION IN ŌDA

I 目 的

前報⁽¹⁾において、松江市の幼稚園、保育所の現状や、現代の幼児教育がもつ問題点などについて、幼児教育にたずさわる教師、保母および保護者の意見を求め、その意識調査を行なったが、ひきつづいて本報では、大田市における教師、保母、保護者の間の意見の相異、および幼稚園が比較的多い松江市と、保育所が多くみられる大田市との間に意識の差がみられるかどうかを検討するために、同様の調査を行なった。

II 調 査 方 法

調査対象には大田市の全幼稚園、全保育所および幼稚園を併設している市立の3小学校の教師、保母および保護者を選んだ。なお、その内訳は、市立の3幼稚園(分類記号A, B, Cとした。以下同じ)私立の4幼稚園(D~G)、市立の12保育所(a~l)私立の3保育所(m~o)における教師15名(回収率50%)、保母20名(回収率59%)保護者438名(回収率64%)および3小学校における教師48名(回収率79%)である。

調査方法は質問紙法によっておこなった。質問項目は前報で実施した項目を一部簡略改善して全部で5問とし、そのうち4問は選択法により、残り1問は自由記述法によった。

調査実施期日は1969年2月であった。

III 結 果 お よ び 考 察

1 保育環境と運営について

大田市の幼稚園・保育所における環境と運営については、次の項目により調査を行ない、その意見をもとめた。

- A 保育時間
- B 施設の広さ
- C 保育料その他の費用
- D 一保育者のもつ幼児数

なお、不適當の場合にはその理由をもとめた。

その結果をまとめたものが第1表である。

第1表 保育環境と運営について

対象	A 保育時間			B 施設の広さ			C 保育料その他の費用			D 一保育者のもつ幼児教		
	イ 適當	ロ 不適當	無答	イ 適當	ロ 不適當	無答	イ 適當	ロ 不適當	無答	イ 適當	ロ 不適當	無答
幼稚園教師	73 (11)	27 (4)	0 (0)	27 (4)	73 (11)	0 (0)	60 (9)	40 (6)	0 (0)	47 (7)	53 (8)	0 (0)
幼稚園保護者	87 (142)	12 (20)	1 (1)	45 (74)	48 (78)	7 (11)	88 (144)	6 (10)	6 (9)	74 (120)	20 (33)	6 (10)
保育所保母	85 (17)	10 (2)	5 (1)	45 (9)	50 (10)	5 (1)	40 (8)	55 (11)	5 (1)	40 (8)	55 (11)	5 (1)
保育所保護者	97 (266)	2 (5)	1 (4)	78 (215)	14 (39)	8 (21)	58 (159)	33 (92)	9 (24)	74 (204)	15 (40)	11 (31)

() 内実数

A 保育時間

まず保育時間の現状をみてみると、幼稚園では平日で5～6時間、土曜日で2時間30分～4時間であり、保育所では平日8～10時間、土曜日4～9時間である。ただし、保育所では子どもの家庭事情や農繁期などにより1～1時間半の延長保育が行なわれている。

こういう実態に対して、教師、保母および保護者のいずれも70%以上の者が「適當」であると答えている。しかし、教師・保母と保護者を比較してみると、前者の方に「不適當」とするという意見をもつ者が多い ($p < 0.05$ $df=1$)。さらに、保護者の間では幼稚園の保護者の方に「不適當」とする者が多い ($t < 0.01$ $df=1$)。

「不適當」である理由として、教師の場合には、少なくとも週2日は午前中保育にして研究時間を確保したいという意見が多く、保母においては、保育者不足のために過重労働を強いられているという不満が多いなど、時間短縮、労働軽減の声が強かったのに対し、保護者においては、幼稚園・保育所のいずれに対しても保育時間の延長を望む意見が多かった。

松江市の場合でも、だいたい同じ傾向がみとめられていたし、大阪市での調査⁽⁹⁾においても、教師・保母(特に私立の)の勤務が過重であるという結果が報告されていることから考えると、これは全体的な傾向ではないかと思われる。

B 施設の広さ

つぎに施設・設備に関する意見としては、保育所の保護者を除き、教師・保母・幼稚園の保護者のいずれも自分が勤めている、あるいは子どもが通っている園や保育所に対しなんらかの不満をもっている(幼稚園保護者と保育所保護者 $p < 0.01$ $df=2$ 保母と保育所保護者 $p < 0.01$

$df=1$)。

「不適當」であるとする理由としては、第2表にみられるように、幼稚園においては園舎園庭が狭い、遊戯室が欲しいなどが主なものであり、保育所においては遊戯室が狭い、屋外運動場が狭いなどであった。

調査時のクラス数から幼稚園設置基準⁽³⁾に定められている基準園舎園庭面積をわり出して、現状との比較をおこなった結果は第3表に示される通りである。ただし、幼稚園G、保育所g、k、l、oからは、この項の回答が得られなかった。

第2表 施設の広さ「不適當」の理由

対象	幼稚園				保育所			
	教師		保護者		保育母		保護者	
	人数	園名	人数	園名	人数	所名	人数	所名
園舎が狭い	7	ABC	27	ABC	1	n	11	d e h j n
運動場(園庭)が狭い	0		18	ABC F	7	g h j	9	c g h j n
遊戯室狭い	1	A	2	A F	0		4	a c j n
遊戯室欲しい	1	B	8	B	1	e	1	g
保育室数多く	0		3	A C	0		2	b e

第3表 幼稚園・保育所の施設の現状

対象	園舎		運動場		遊戯室(屋内)	
	基準以上	基準より狭い	基準以上	基準より狭い	有	無
幼稚園	公立	ABC	ABC		A	BC
	私立		D	EF	DEF	
保育所	公立	b d e f i	a b c d e f i	h j	a b c d e f h i j	
	私立	m	n	m	m n	

第2表および第3表から明らかなように、設置基準より狭い園舎園庭を有している所や遊戯室を持たない所では、それぞれ教師、保育母および保護者の間に不満の意見がみられるのは当然のことであろう。A、B、Cは一応基準にはなっているが、子どもの数からみれば十分な広さとは言い難い(Aは基準より98 m^2 、Bは77 m^2 、Cは71 m^2 広い)。すなわちB、Cは遊戯室を持たないため、雨天の場合の活動には制限がなされることなどを考えると、単に広さだけで解決できる問題ではないからである。

発育も活動もさかんなこの時期の子どもたちのために、十分な広さを持つ園舎園庭および設備・遊具の完備が特に望まれる。

C 保育料・その他の費用

保育料やその他の費用に関する意見としては、妥当であるとする者が、幼稚園保護者に90%近くおり、ついで教師と保育所保護者が60%前後であり、保母においては40%というかなり低い割合であった。教師と保母者を比較した場合は教師の方に「不適當」とする者が多く（教師と幼稚園保護者 $p < 0.01$ $df = 1$ ）、保護者間では保育所の保護者に「不適當」とする者が多かった（ $p < 0.01$ $df = 2$ ）。

「不適當」であるという理由としては、高すぎる—もう少し安くてもよいのではないか—という意見が多く、また保母や保育所の保護者には、収入による保育料の差が大きすぎるという意見がみられた。さきの保母における「不適當」の理由としては、これがほとんどであった。

女性の職場進出や生活のための母親の就労、農業や出稼ぎ家庭での母親の労働力の中心化など核家族化とあいまって、育児や養育に欠ける子どもが増えているのが現状である。高度経済成長による経済生活の歪みをただすことは勿論第一義的に考えられるべきではあるが、それと同時に、安い保育料で安心して預けることのできる施設の完備が強く望まれる。さらに、大田市でもみられるように、従来の季節保育所や託児所が保育所・保育園と名称をかえて、単に子どもを預かるだけの施設になってはいないだろうか。そこでも幼児教育が同時におこなわれるような努力が是非なされるように希望したいものである。

この幼児教育や幼稚園の性格が保育所の保護者（特に近隣に幼稚園が存在しない地区の保育所保護者）から強く望まれていると言える。

このように、幼稚園と保育所はその地域にみあった形で存在すべきではなかろうか。と同時に、常に両者は連携を保ちつつ運営されるべきであろう。そのためにも現在のように両者の管轄省がことになっているということは非常に不都合であると言えよう。一日も早く改善される事が望ましい。

D 一保育者のもつ幼児数

この項では、教師・保母と保護者との間に明らかな意見のちがいがみられた。すなわち、教師・保母の半数は「不適當」であると考えているのに対し、保護者の74%は「適當」であるとしている（ $p < 0.05$ $df = 1$ ）。

教師では、一クラスの幼児数が多すぎる（A, B, C）ということが「不適當」の最大理由であり、保母では、一保育者のもつ幼児数を25名位にしたい、混合保育をなくしたい、などがその主たる理由であった。

幼稚園においては、一クラスの幼児数は40名以下であることが望ましいとされているが、この基準を越えているのがA, Bである。C, D, Eでは混合保育のクラスが中心となっている。

保育所においては、3才以上の幼児30名に保母一人と定められているが、本調査によれば、3才児と4才児、4才児と5才児、ひどいところでは3才児から5才児の混合保育がなされ、しかも一クラス30名以上という保育所が2, 3みられた（e, f, i, n）。このため保育者

の負担が大きく、特に a, f, g, j では、クラスの数と保母の数が同数でありさらにそのうちの1名は給食雑務にかかりきりのため、1名が2クラスを担当せねばならないという状態である。混合保育の解消には、施設面での解決とともに、保育者不足の解消、保育者の待遇改善がなされるべきであろう。

福祉行政は、従来の貧困者救済中心から脱却し、全ての児童・家庭の福祉へと広がるべきである。

以上、いずれの項目においても松江市における前年度の調査結果とほとんど同じ傾向がみとめられた。

調査した四項目中、最も問題とされるのは、前年度の松江市の調査結果でも最大の問題点となった「施設の広さ」についてである。

幼児教育の重要性・必要性がさげばれて以来、要求を満たすことに追われ、応急処置的に小学校の空校舎や古い公民館などが利用されてきた。独立した園舎園庭が欲しい（特に松江市）という意見が教師・保護者双方から出されているように、小学校の片すみに同居することや古い建物利用は、要求に対して単に作りさえすればよいとする考えが強みられる。

幼児教育や就学前教育が正しく認識され、人生で一番大切な時期の教育や保育が間に合わせのものであってはなるまい。

2 望まれる幼児教育について

幼稚園・保育所の保育において、現場教師・保母は、何に重点をおいて保育しており、保護者は何を望んでおり、小学校教師は小学校の立場から何を期待しているのかを知るために、次のような方法で意見を求めた。すなわち、幼稚園教育要領に示されている5つの目標

- (1) 健康で安全な生活ができるようになる。
- (2) 幼稚園内外における身近な集団生活に適應できるようになる。
- (3) 身近な自然に興味や関心をもつようになる。
- (4) ことばを正しく使い、童話や絵本などに興味をもつようになる。
- (5) 自由な表現活動によって創造性を豊かにする。

これらの目標の中から具体的な項目を11選出だし、さらに「その他」を加えて計12項目とし、この中から、力を入れて教育してもらいたい項目を5つ選出させた。

12項目とは次の如くである。

1. 身のまわりの始末が1人でできるようになる。
2. 幼稚園や家庭の生活、道路の交通、遊び場などのきまりが守れるようになる。
3. 動植物に興味をもち、いたわるようになる。
4. 簡単な数や量や形などに関心をもつようになる。
5. 友だちと仲よく親切に交わるようになる。
6. 経験したことや自分の思うことを、ひとに話せるようになる。

7. 簡単な楽器，クレヨン，はさみその他の用具や材料の使い方がわかるようになる。
8. けがやその他災害から身を守ろうとするようになる。
9. ひとの話や話を上手に聞くようになる。
10. 清潔・食事・排便・衣服・運動・休息などについての健康に良い習慣がつくようになる。
11. 自分の考えや気持ちを，音楽・リズム・絵画工作で自由に表現するようになる。
12. その他（ ）

結果をまとめたものが第4表である。表中の数字は，総数（人数×5）に対する割合（選出率）をあらわしている。

第4表 望まれる保育内容

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	無答	
小学校教師	18	13	1	2	19	11	3	8	6	13	5	0	1	
幼稚園	{教師	17	17	4	4	13	11	0	3	12	13	5	0	0
	{保護者	12	15	4	7	15	11	6	4	9	10	7	0	0
保育所	{保母	15	14	3	4	14	12	1	5	7	15	5	0	1
	{保護者	14	15	2	8	14	12	5	5	9	12	4	0	1

各対象とも，1，2，5，6，10の5項目を上位にあげている。1，2，5は「社会性」，6は「言語」，10は「健康」の目標である。

前報においては，このような具体的な項目をあげずに，「社会性」「自主性」「知的教育」「健康」「道徳」など7項目あげて，力を入れたい（入れてもらいたい）順に順位づけを要求したが，上位はやはり，「健康」「社会性」「自主性」であった。

「その他」の意見は，みられなかった。

このような結果からみると，幼児教育の目的，幼児教育を受けさせる目的がかなり浸透していると考えられる。しかし，このような根本的なことから，幼稚園や保育所あるいは小学校など，集団教育の場にのみまかせすぎてはいないだろうか。家庭特に親の役割が十分果たされているかどうかについてはまだ検討の余地もあり，今後その方面の研究もおこなっていくつもりである。

3 就学前教育について

それでは，小学校入学までに，(a)数，(b)字，(c)社会性・自主性，(d)生活習慣について幼児の発達がどの程度までであれば良いと考えられているのか，この4点について例を示して意見をもとめた。

a 数

例として「そらで10までかぞえることができる」をあげた。

その意見をまとめたものが第5表である。これによると、小学校教師、幼稚園・保育所それぞれの保護者の50%前後の者が、ただかぞえることができれば良いとしている。それに対して、幼稚園教師や保母は、ただかぞえることよりも、物と対応してかぞえたり、かずの大小、多少の判断ができるようにあるべきだとする意見が多くみられた。

その他として、数に関心をもつようになればよい、時計を見ることができるとあるいは数の読み書きができるようになどの意見がみられた。

第5表 a 数

対 象	小 学 校 教 師	幼 稚 園		保 育 所	
		教 師	保 護 者	教 師	保 護 者
1. ただかぞえることができる	58(28)	33(5)	48(79)	15(3)	49(135)
2. かぞえて書ける	(0)	(0)	9(14)	(0)	9(25)
3. かずの理解	31(15)	60(9)	20(32)	75(15)	16(43)
4. かんたんな加減ができる	2(1)	7(1)	4(7)	5(1)	4(10)
5. その他	4(2)	(0)	6(10)	(0)	5(13)
6. 無 答	4(2)	(0)	13(21)	5(1)	18(49)

() 内実数

b 字

例として「自分の名前がひらがなで書ける」をあげた。結果は第6表である。

この項の結果も、数の場合と同様に、小学校教師と保護者の半数近くが、自分の名前、住所、ひらがなが書ければよいとしているのに対して、幼稚園教師と保母には、ひらがな、名前、住所などが読めて書けるようにという意見が半数以上占めていた。「書ける」ということは、「読める」ということが前提となっているともとることができるため、小学校教師と保護者の意見をそのまま素直に受け取ることは問題があるかと思われるが、前項と同様に幼稚園教師や保母の方が他の者より要求水準が高いとみることができよう。幼児教育にたずさわっている幼稚園教師・保母と保護者・小学校教師との間に有意の差がみとめられた ($p < 0.01$ $df = 1$)。

このことは、保護者側には例題が影響していると考えられるが、小学校教師には、就学前教育に対して従来から知育にかたよりすぎる、小学校の領域を犯しすぎるという警告やあるいは、幼稚園間、幼稚園と保育所間に保育面での共通点が少ないために入学後の教育がやりにくいなどの意見を含んでいるように思われる。

このことは、前報において、幼稚園・保育所と小学校の関係についての項で小学校教師から出されていた。

幼稚園・保育所の保育と小学校教育を一層緊密にすべきであるとする動きが最近幼児教育界に出ているが、また具体的になんらかの形で会合や研究会を持っている地域や学校もみられるが、それはごく限られた数であり、全般にはまだ三者がそれぞれ独自の枠内で教育（保育）をおこなっていると言える。両者の連絡機関が早急に持たれ、子どもの発達と教育的見地から各々の教育そのものと両者の関係が検討されたいものである。

幼稚園と保育所の関係についても同様のことが言えよう。

第6表 b 字

対 象	小学校 教 師	幼 稚 園		保 育 所	
		教 師	保 護 者	保 母	保 護 者
1. 書ける(ひらがな・名前など)	58(28)	40(6)	52(84)	25(5)	49(135)
2. 読める(ひらがな・名前)	6(3)	(0)	10(17)	(0)	11(29)
3. 書いて読める(〃)	33(16)	60(9)	26(42)	70(14)	23(63)
4. その他	(0)	(0)	2(3)	(0)	1(3)
5. 無 答	2(1)	(0)	10(17)	5(1)	16(45)

() 内 実数

c 社会性・自主性

各意見を第7表の如く10の意見に分類した。1人が複数意見を持つため、パーセントは総意見数の比率である。

第7表 c社会性・自主性

対 象	小学校 教 師	幼 稚 園		保 育 所	
		教 師	保 護 者	保 母	保 護 者
1. 自分のことは自分です	6(3)	17(3)	5(9)	12(3)	4(12)
2. 自分の物と他人の物の区別	4(2)	5(1)	3(5)	(0)	0(1)
3. 集団での規則が守れる	13(7)	17(3)	10(17)	36(9)	11(34)
4. 自分の考えや要求を人に伝える	15(8)	17(3)	7(13)	4(1)	7(21)
5. 友だちと仲よく遊べる	55(29)	44(8)	46(81)	32(8)	39(117)
6. 善悪の区別がつく	0(0)	(0)	4(7)	12(3)	4(11)
7. 後片づけができる	4(2)	(0)	2(4)	(0)	2(5)
8. 人に迷惑をかけない	0(0)	(0)	(0)	(0)	3(8)
9. その他	4(2)	(0)	5(9)	(0)	5(14)
10. 無 答	0(0)	(0)	17(30)	4(1)	25(76)

() 内 実数

例として「友だちと仲よく遊べる」をあげたが、これは各対象に半数近くとりあげられていた。

「集団生活に支障なく入ることができ、規則を守ることができる」が幼稚園教師や保母に、「自分の考えや要求を友や先生に伝えることができる」が小学校教師について多くみられた意見である。

「その他」には、交通規則を守る、約束が守れる、品物を大切に使う、かんたんなお使いができるなどの意見がみられた。

d 生活習慣

「よばれるとすぐ返事ができる」を例としてあげた。小学校教師と幼稚園教師および保母の半数以上の者が、食事習慣、排便排尿の始末、洗面はみがき、衣服の脱着など基本的な生活習慣を身につけておくべきだとする意見であった。「その他」としては、自分の意志を相手に伝える、善悪の判断ができる、自他の物の区別がつく、時間を守ることができるなどであった。

結果は第8表である。この項も複数意見があり、パーセントは総意見に対する割合である。

第8表 d 生活習慣

対 象	小 学 校 教 師	幼 稚 園		保 育 所	
		教 師	保 護 者	保 母	保 護 者
1. 基 本 的 生 活 習 慣	51(29)	50(8)	36(63)	84(16)	32(95)
2. あ い さ つ 返 事	35(20)	50(8)	30(53)	(0)	31(90)
3. そ の 他	14(8)	0(0)	18(30)	5(1)	13(43)
4. 無 答	0(0)	0(0)	15(27)	11(2)	23(69)

() 内 実数

社会性・自主性と生活習慣であげられた意見は、ほとんど、2望まれる幼児教育の項で上位にあげられていた項目と一致している。ということは、入学までに、幼稚園教育要領にあげられている目標が十分に果たされておれば良いということになろう。五者間に大きな意見の相違がみられなかった。ただし、保護者特に保育所の保護者に「無答」者がかなりいたことは、回答が得られなかったからと言って、全く考えてはいないとするのは危険であるが、保育に欠ける時間内さえ子どもを預かってもらえればよいという安易な考えがあるとするなら、幼児教育の向上に障害となろう。親もこの問題に真剣にとりくんで、真に望ましい幼児教育を創り出す源となるべく努力すべきであろう。

以上の4点について松江市での調査結果は、数や字において、幼稚園教師や保母の要求水準が小学校教師と保護者のそれより高く、さらに小学校教師の要求水準が保護者のそれより高かったこと、そして、小学校教師に正確な基礎を身につけておくべきだとする意見がみられた

こと、生活習慣においては、基本的な生活習慣は入学までに必ず身につけておくべきであるという意見が小学校教師から出されていたことを除いては全く同様であった。

4 幼稚園・保育所と小学校の関係について

現在の教育体制そのものが、縦の関係のうすいものであると言えるが、幼児教育においては、同年令の幼児が幼稚園と保育所の管轄者のことなる2つの機関で保育されており、これら2つの幼児教育機関を経た幼児が小学校へと進学するため、ここに様々な問題を生じている。前項の「字」のところでも少し触れたが、この両者（幼稚園と小学校、保育所と小学校）の関係について、どのような意見がみられるのか知るために、前調査での自由記述によって得られた意見を次のように3つに大別して考えをもとめた。

1. 小学校教育は、幼稚園・保育所の保育に関係なく、また幼稚園・保育所の保育は小学校教育と関係なくおこなうがよい。
2. 小学校と幼稚園・保育所は常に連絡をもって、一貫した教育をおこなうがよい。
3. その他（ ）

結果は第9表に示されるとおりである。

第9表 幼稚園・保育所と小学校の関係について

対 象	小 学 校 教 師	幼 稚 園		保 育 所	
		教 師	保 護 者	保 母	保 護 者
1. 幼・保と小学校は関係なく	23(11)	20(3)	41(67)	15(3)	37(101)
2. 一貫した教育を	71(34)	73(11)	50(81)	75(15)	47(129)
3. その他	4(2)	7(1)	4(7)	10(2)	4(10)
4. 無 答	2(1)	(0)	5(8)	(0)	13(35)

() 内 実 習

小学校教師、幼稚園教師および保育所の70%の者が、また幼稚園・保育所の保護者の50%近くの者が、小学校と幼稚園・保育所は常に連絡をもち、一貫した教育をおこなうがよいとする意見であり、両保護者の40%近くの者は、幼稚園・保育所の保育と小学校の教育は全く関係がなくてもよいとする意見であった。

このように教師群と両保護者との間にそれぞれ有意の差がみとめられた ($p < 0.05$ $df = 2$)。

「その他」の意見のなかで注目されたのは、小学校教師からの「保育所は保育に専念し、小学校との関係をもたなくともよい」や、幼稚園・保育所の両保護者からの「保育所は小学校と関係をもたなくともよい」という、保育所の保育は幼稚園の保育とは全くことなるのだとする意見であった。これに対して、保育所からは、「特に年長児（就学前の幼児）の保育は小学校教育との連絡が必要である」という意見が出されていた。

3～5才の幼児が、幼稚園と保育所に二元化されており、保育所の機能のうち教育に関するものは「幼稚園教育要領」に準じて行なわれていることからしても、保育所の保育が幼稚園や小学校ともっと密接な関係を持つべきではなかろうか。

前調査では、自由記述のため保護者の半数と小学校教師の40%の者が無解答であった。また、さまざまな意見がみられたが、なかでも小学校教師の幼児教育への要求や幼稚園への不満、反対に幼稚園から小学校へのもっと幼稚園教育を理解してほしいという希望意見、保護者には、幼稚園や保育所は小学校入学のための準備をする機関であるという意見が目された。

幼・保の関係や幼・保と小学校の関係は、むずかしい問題のため早急に結論を導くことは危険であるが、保育者自身が認識を高め、常に理想の姿を追求したいものである。

III 要 約

前報にひきつづき、幼児教育の問題点や現在の施設ならびに運営方法に関する幼児教育にたずさわっている幼稚園教師、保育所保育士および保護者、小学校の立場からの小学校教師の意見をまとめた。

前報では、幼稚園（特に公立の幼稚園）の比較的多い松江市を対象としたのに対し、今回は、公立の保育所の多い大田市を対象にしたのであるが、幼稚園教師、保育所保育士および小学校の教師の対象数が十分であるとはいえないので、以下に述べるが大田市の幼児教育者を代表する意見であるとは完全に判断し得ないかもしれないが、その結果を要約すると次のようになる。

なお、質問項目や質問方法は前報における経験に照らして若干の改良をおこない、主として選択法を用いた。

(1) 保育時間については、すべての対象群において、現状で適当であると考えている意見が70%以上みられた。

これに対して、不適当であるという理由としては、教師・保育士においては保育時間が長すぎるというのが主であり、反対に保護者ではもっと保育時間を長くしてほしいという意見が多かった。

(2) 施設の広さについては、全体的に不満をもつ者が多いが、保護者間では幼稚園保護者の方に不満をもつ者が多く、保育所では保育士の方が多い。

不満の理由は、園舎園庭が狭いこと、遊戯室がないことなどである。特に設置基準に合っていない施設からこの声が強かった。

(3) 保育費用については、教師と保護者では教師の方に、保護者間では保育所に不適当とする者が多かった。不適当の理由は、高すぎる、格差がありすぎる（保育所）などであった。

(4) 一保育者の持つ幼児数については、混合保育が多いため、教師・保育士の不適当とする者が半数あり、現状でよいとする保護者との間に意見の差がみられた。

(5) 幼児教育に望む保育内容としては、いずれの対象からも、「社会性」「言語」「健康」

に含まれる目標が選ばれた。松江市では、質問方法が少しことなるが、「社会性」「自主性」「健康」が上位に選ばれていた。

(6) 就学前教育における「数」のとりあげ方については、保護者および小学校教師では単にかぞえればよいとする意見が多かったのに対し、幼稚園教師と保母では、もっと深く「数」を理解すべきであるという意見が多くみられた。

つぎに「字」の問題でも、「数」におけると同様に、幼稚園教師・保母の要求水準が他の者より高かった。

「社会性・自主性」「生活習慣」の問題では、友だちと仲よく遊べる、集団生活ができ規則が守れる、基本的な生活習慣を身につけておくことなどの意見が各対象に多くみられた。

(7) 幼稚園・保育所と小学校の関係については、一貫した教育を行なうべきであるという意見が、保護者に比べると教師群において多くみられた。

なお、その他の意見としては、保育所の保育は幼稚園の保育と異なるべきだとする意見が小学校教師、幼稚園保護者および保育所保護者にみられた。

以上、いずれの事項においても前年度における松江市の調査とほとんど同じ結果が大田市からも得られたところから、これらの意見はある程度一般的なものであるとみなすことができるであろう。

ただし、これらのことがらが、保育者自身の問題点、研究点としてどの程度認識されているかは今回もつかむことができなかった。

日々の保育の場にあらわされている保育者の意識や、なんらかの活動となってあらわれている保育者の意識など、形の上からの考察を今後進めていきたいと思う。

最後に、この研究にご協力いただいた大田市の小学校、幼稚園、保育所の関係者に深甚の謝意を表します。

参 考 文 献

1. 中山郁子 島根大学教育学部紀要 第1巻 教育科学
2. 小川正通他 大阪市立大学家政学部紀要 12, 13, 14
3. 全国幼稚園協議会 幼稚園のつくり方と設置基準 1957 フレーベル館